

別表第1（第3条関係）

事業名	対象者
介護予防訪問サービス	居宅要支援被保険者、事業対象者（新規）又は事業対象者（認定未更新）であって、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントにより事業の利用が必要と認められる者。
介護予防通所サービス	
短期集中通所サービス	
担い手登録型訪問サービス	居宅要支援被保険者、事業対象者（新規）、事業対象者（認定未更新）又は継続利用要介護者であって、居宅介護支援、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントにより事業の利用が必要と認められる者。
担い手登録型通所サービス	
住民主体型訪問サービス	
従来型ケアマネジメント	居宅要支援被保険者、事業対象者（新規）又は事業対象者（認定未更新）。（初回型ケアマネジメントの対象者を除く。）
初回型ケアマネジメント	居宅要支援被保険者、事業対象者（新規）又は事業対象者（認定未更新）であって、住民主体型訪問サービス又は短期集中通所サービスのみを利用する者。

備考

- この表において「事業対象者（新規）」とは、要介護又は要支援の認定を受けていない者（要介護又は要支援の認定申請を行っている者を除く。）であって、事業対象者となった者をいう。「事業対象者（新規）」の認定期間は、認定日から12か月後の月の末日までとする。
- この表において「事業対象者（認定未更新）」とは、要支援認定の有効期間内又は有効期間の末日から1年以内に事業対象者となった者（要介護又は要支援の認定申請の結果が非該当と認定された者を除く。）をいう。
- この表において「継続利用要介護者」とは、居宅要介護被保険者であって、要介護認定を受ける日以前に居宅要支援被保険者、事業対象者（新規）又は事業対象者（認定未更新）のいずれかに該当し、担い手登録型訪問サービス、担い手登録型通所サービス又は住民主体型訪問サービスのいずれかを利用していただ者のうち、要介護認定を受けた日以後も継続的にこれらの事業のサービスを利用する者をいう。